

公 示 送 達 書

令和 8 年 6 月 12 日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当町役場税務課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 6 月 22 日

東員町長 水谷 俊郎



番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住(居)所	氏名
1	令和8年度 町民税・県民税 税額決定・納税通知書	中国	HONG XIAOY AN
2	令和8年度 町民税・県民税 税額決定・納税通知書	ベトナム	BUI NGOC B AO
3	令和8年度 町民税・県民税 税額決定・納税通知書	ベトナム	NGUYEN XUA N KHANH
4	令和8年度 町民税・県民税 税額決定・納税通知書	ベトナム	NGUYEN VIN H PHAT
5	令和8年度 町民税・県民税 税額決定・納税通知書	ブラジル	LOPES KASH INO MARCO AURELIO
6	令和8年度 町民税・県民税 税額決定・納税通知書	ベトナム	TRUONG THI NGOC HAN
7			
8			
9			
10			

<備 考> 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。